

2000年7月10日

東京外国為替市場委員会第35回会合議事録

開催日時	2000年6月27日 13:00～15:15
場 所	日本銀行本店新館9階大会議室
議 長	森岡 俊行(東京三菱銀行)
副議長	大倉 孝 (バークレイズ銀行)
副議長	花井 健 (日本興業銀行)
書 記	西川 広親(日本銀行)
参加委員数	13名(別紙)

1. 副議長再任の件

執行部メンバーのうち、6月で任期(1年)満了となる花井副議長が再任されました。

2. 委員会運営の件(運営小委員会)

小林オブザーバーより、委員会運営の見直し作業の一環として、今後当委員会が行うべき活動に関し、委員の意向・ニーズを調査したいとの提案があり、全委員を対象にアンケート調査を実施することが了承されました。

3. ホームページ開設の件(教育広報小委員会)

教育・広報小委員会委員長の渡辺委員より、ホームページ開設作業の進捗状況に関し、報告がありました。これを受けて討議を行い、市場参加者に対する議事録の郵送取り止めタイミングについては、ホームページ上での閲覧が実際に可能になり、市場参加者にその旨を通知した時点とすることにつき、意見の一致を見ました。今後、掲載コンテンツ検討等の作業をさらに進めていくこととなりました。

4. NDF

リスク管理問題小委員会の高松小委員長より、5月23日に開催された「アジア通貨NDFに関する EMTA 主催電話会議」について、EMTAより送付されたサマリーに基づき、概要以下の通り説明がありました。

- ① アジア市場の会議参加者は、Calculation Agent¹に関し、取引当事者が相対で合意すべき問題であるため、Template Term には含めないとの方針で合意した。また、Joint Calculation Agent²については、1998 Definitions の改正は行わない³が、confirmation に含める standard

¹ Disruption Event により Settlement Rate が入手不能となった時に、Calculation Agent に指定された者が代わりに Settlement Rate を算出する、という代替策(Disruption Fallback)。

² 取引当事者双方がともに Calculation Agent となるもの。

³ 現状、1998 FX and Currency Option Definitions には、Joint Calculation Agent に関する規定なし。

language とすることが望ましい、との考えで一致した。

- ② アジア通貨に関する Template では、それぞれの Template に「Reference Dealer」として7行の銀行名が記載されている。

本件については、引き続きEMTAの検討状況をモニターすることとなりました。

5. その他

(1) スポット取引決済日の T+1化問題

小林オブザーバーより、外為スポット取引決済日の T+1化に関し、海外の市場委員会に検討状況を照会した結果について、以下の通り報告がありました。

- ① ニューヨーク外為委員会では、債券決済日の T+1化について検討している SIA (Securities Industry Association) の作業状況をモニター中である。同委員会の一部メンバーは、T+1化の外為市場に及ぼす影響に関する SIA の分析を、自発的にサポートしており、SIA からは、同委員会と協力していきたいとの希望が表明されている。

- ② シンガポール市場委員会では、小委員会において検討中である。

これを受けて自由討議を行い、「債券取引の決済日と、外為スポット取引の決済日は、現在でも一致している訳ではない。債券取引が T+1化されたとしても、債券取引に伴う外為取引の分だけ T/Nが増えるだけのことではないのか」との考えが示される一方で、「債券取引決済日が T+1で統一された場合、外為取引にも相当の影響があるのではないか」との意見も聞かれました。T+1化の影響については、前回に引き続き、一部の委員から、「当行の試算では、スポット取引が全て T+1化された場合、T/Nベースの取引件数が現状の10倍となり、後方事務処理が回らなくなる」、「債券の場合、取引時点から決済時点まで丸1日あるのに対し、外為では、NY午後取引した場合、東京での円決済時点まで半日程度しか時間がない点につき、留意すべき」等の意見が表明されました。

以上を踏まえ、当委員会では、引き続き状況をモニターすることとなりました。

(2) Model Code

Model Code ワーキンググループ委員長の中島委員より、ACIが策定した Model Code について、東京 Code of Conduct (Orange Book) でカバーされていない部分を特定するとともに、当該部分の取扱いについて検討してはどうかとの提案があり、了承されました。本件については、Model Code ワーキンググループで作業を行うこととなりました。

(3) Good practice guidelines for foreign exchange transactions

金融安定化フォーラム(FSF)の高レバレッジ機関に関する作業部会(HLIsWG)⁴が提言した、主要国の外為市場参加者による「自主的なマーケット・ガイドライン」⁵の策定作業について、同作業の第1回会合に参加した森岡議長より、以下の通り報告がありました。

⁴ WGの議長は、英FSAのDavis長官。本邦からは、日本銀行の小山高史審議役が参加。

⁵ 外為市場を歪めて価格操作が行われないよう自主ルールを示すもの。

- ① 同ガイドライン作成に参加する民間金融機関メンバーの会合が、6月19・20日にロンドンで開催され、参加した。
- ② 同会合では、先ずHLIsWG参加中銀と問題意識の擦り合わせを行った後、民間金融機関メンバーだけで討議を行い、ガイドラインの素案を作成した。
- ③ 同案については、HLIsWG参加中銀のコメントを織り込んだ後に、当委員会を含む各地の市場委員会等の組織宛て送付され、コメント或いはエンドースを求める方向で動いている。

以 上

(別紙)

東京外国為替市場委員会委員名簿(6月27日現在)

<委員>

議長	○森岡 俊行	(東京三菱銀行)
副議長	○花井 健	(日本興業銀行)
副議長	○大倉 孝	(バークレイズ銀行)
書記	○西川 広親	(日本銀行)
運営小委員長	○加藤 博光	(野村信託銀行)
教育・広報小委員長	○渡辺 秀典	(第一勧業銀行)
市場取引に関する小委員長	○酒匂 隆雄	(UBS 銀行)
リスク管理小委員長	○高松 力	(チェース・マンハッタン銀行)
	○野手 弘一	(住友銀行)
	○菅田 克彦	(富士銀行)
	○松田 哲	(オーストラリア・コモンウェルス銀行)
	○中島 尚彦	(スタンダードチャータード銀行)
	○竹本 隆彦	(ドイツ・バンク)
	石川 栄一	(イービーエス・ディーリング・リソース・ジャパン)
	神田 紀昭	(ロイター・ジャパン)

<オブザーバー>

	○野口 嘉彦	(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)
法律問題小委員長	○小林 一夫	(日本銀行)

(注)敬称略(順不同)。○は今回出席。